

# 熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画について

## 第1章

### 【背景と目的】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とした「熊取町公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定。さらに国からインフラ老朽化対策の今後の取り組みとして、個別施設毎の長寿命化計画を策定するよう働きかけがあり、個別施設計画を策定することとなりました。

町立保育所や学童保育所等「以下（保育所等）という。」における修繕箇所や修繕計画を明確にし、施設の集約化や長寿命化等における中長期的経費の軽減や平準化、今後の更新（建て替え）時期を想定した計画的かつ適切な維持管理を行うことで、将来的にも可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、安全・安心な施設環境の確保を行うことを目的としています。

### 【計画の位置づけ】

個別施設計画については、熊取町第4次総合計画を上位計画とし、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき本町のまちづくりに関する各種計画や方針と連携・整合を図り策定しています。

個別施設計画の内容については、総合管理計画に基づく、個別具体の計画として、総合管理計画の下に位置づけるものとします。

### 【計画期間】

2020（令和2）年度～2036（令和18年度）年度

※個別施設計画は、施設の老朽化の状況、保育に関する国の施策や社会情勢等を勘案して必要に応じて見直しを行います。

## 第2章

### 【対象施設の現状】

	施設名	住所	建築年度	建物の構造	経過年数(年)	延床面積(m <sup>2</sup> )
保育所	中央保育所	五門西 2-14-14	1982	鉄筋コンクリート造	38	1122.3
	東保育所	久保 2-1480-1	1972	鉄骨造	48	983.0
	西保育所	大久保南 1-1573	1973	鉄骨造	47	1208.0
	北保育所	希望が丘 4-14-2	1979	鉄骨造	41	850.2
学童保育所	中央学童保育所①	野田 2-26-2	2000	軽量鉄骨造	20	122.1
	中央学童保育所②	野田 2-26-2	2006	軽量鉄骨造	14	105.5
	東学童保育所	久保 5-3-2	2013	軽量鉄骨造	7	246.9
	西学童保育所	大久保南 1-1589	2010	鉄骨造	10	193.6
	南学童保育所	朝代東 4-16-10	2007	鉄骨造	13	143.6
	北学童保育所	希望が丘 4-14-1	2004	鉄筋コンクリート造	38	282.2

## 1. 町立保育所

町立保育所はこれまで最大8園あり、民営化などを経て、現在は4園開所しています。施設の維持管理及び施設点検を適宜実施していますが、一定期間を目途に施設の老朽度に応じた改修を行い施設の長寿命化を図ることを基本的な考えとしています。

機能・総量についての考え方として、共働き世帯の増加等理由から多様化する保育ニーズに対し、民間のノウハウを活用した保育サービスの拡充を図るため、これまで2園の町立保育所を民営化してきました。

また、児童の推移により町立保育所2園を廃園し、民間保育園2園が開園してきました。なお、西保育所は、令和2年度に民営化移管先事業者を募集し、令和4年度から民間移管します。

よって、令和4年度からは、町立保育所3園、民間保育園4園、認定こども園の2園の計9園が運営となります。

## 2. 学童保育所

町は学童保育の実施主体として、児童数の増減や利用者アンケートを基にした推計から、待機児童を出さないことを目標に、条例基準に定める配置規模に向けた施設整備を計画的に実施してきました。

人口減少・少子高齢化社会を見据え、新設の施設整備は常設ではなく、待機児童対策と利用者数の変動に対応し、維持管理や修繕、撤去まで見越したレンタルユニットハウスによる運営を基本としています。また、施設整備のほか、10万円を超える修繕は町で、日常の維持管理や軽微な修繕は指定管理者で実施するなど分担しています。なお、施設整備、修繕にあたっては、国・府の補助金を活用しています。

## 第3章

### 【管理に関する基本的な方針】

<b>1. 公共施設の機能・総量の最適化</b> (1) 各施設の機能の有効利用と施設配置の最適化 (2) 利用需要等を踏まえた施設の取捨選択や規模の見直し (3) 施設廃止後の財産等の利活用
<b>2. 施設の適正な維持管理と性能確保</b> (1) 施設の維持管理の適正化 (2) 建物や構造物等の安全確保 (3) 利便性・居住性等の性能確保
<b>3. 施設の長寿命化と適正な更新</b> (1) 施設の特性等を踏まえた長寿命化対策 (2) 多様な機能・活用方法を想定した公共施設の更新
<b>4. 住民・事業者等との連携</b> (1) 施設の管理運営等における住民・事業者等との連携 (2) 公共施設の利用促進

## 第4章

### 【長寿命化対策と対策の優先順位の考え方】

これまでの施設の老朽化対策は、建物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて修繕などの処置を施す**事後保全型維持管理**が一般的でした。

しかし、施設の長寿命化を推進するためには、点検等によって建物の機能や性能の劣化や兆候・状態を常に把握し、老朽化や時間経過による劣化の状態を予測し、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し機能の保持・回復を図る**予防保全型維持管理**を行う必要があります。

町立保育所の大規模改修については、本来であれば、建築年度の古い東保育所を行う予定でしたが、西保育所について、平成30年発生 of 台風被害により施設の損傷が進み雨漏り等が発生するなどしたため、大規模改修工事の実施時期の再考を行い、緊急度の高い西保育所を優先とするものです。

### 【対策内容と実施時期等】

工事内容	施設	対策内容	実施時期
維持修繕工事	給排水設備・電気機器等	蛇口の漏水、機器故障、雨漏り等の応急修繕	危険が及ばないよう緊急かつ速やかに対応
	使用頻度は高くない施設	フェンス等の修繕	計画的に対応
長寿命化対策	屋根・外壁	シート防水・塗装	大規模改修工事等に計画的に実施
	床・水道管	床の張替え、水道管敷設	
	その他施設	長寿命化対策	
機能的な対策（ライフサイクルの縮減や非構造部材の耐震化等）	電気機器等	照明のLED化	大規模改修工事等に計画的に実施
	天井	天井の落下防止等対策	
	トイレ洋式化	トイレ洋式化	

### 【長寿命化対策を進めるにあたって】

関係法令、各種基準を遵守し、長寿命化対策を進めます。なお、施設の状態は経年劣化等により刻々と変化することから定期的な点検を行い、結果を踏まえ、今後実施する長寿命化対策の内容を反映する必要があります。また、子ども子育てに関する国の施策や本町の保育所等を取り巻く社会情勢、本町の財政状況と国・府等の財政支援措置などに応じて柔軟に対応していくこととします。

## 第5章

### 【計画期間内に要する対策費用等】

施設名		改修① (年度)	費用 (万円)	改修② (年度)	費用 (万円)	建替 (年度)	費用 (万円)	目標耐用年数
町立保育所	中央保育所	2018	1億2800	2034	6800	2050	2億8100	67年
	東保育所	2002	1億1400	2021	1億2800	2037	2億4600	65年
	西保育所	2005	7600	2020	1億5600	2036	—	65年
	北保育所	2015	1億2100	2031	5600	2047	2億1300	67年

学 童 保 育 所	施設名	改修① (年度)	費用 (万円)	改修② (年度)	費用 (万円)	建替 (年度)	費用 (万円)	目標耐 用年数
	中央学童保育所①	2025	1300	2041	800	2057	3100	60年
	中央学童保育所②	2031	1200	2047	700	2063	2700	60年
	東学童保育所	2038	2800	2054	1600	2070	6200	60年
	西学童保育所	2035	2200	2051	1300	2067	4900	60年
	南学童保育所	2032	1600	2048	1000	2064	3600	60年
北学童保育所	北小学校に準じる							

※大規模改修及び建て替え実施年度は、設計業務実施年度を指します。

## 第6章

### 【実施計画の運用方法】

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設等の現状を的確に把握した上で計画を策定し（Plan）、②計画に基づき修繕等を実施し（Do）、③計画について改善すべき点について課題を整理し（Check）、④計画の見直しを行い、次期計画に反映する（Action）というPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行う必要があります。

個別施設計画の策定後は、5年を目安に全体的な見直しの検討、施設の現状について新たな課題等が生じた場合には必要に応じてそれらを解決するための対応方針を計画に反映しフォローアップしていく必要があります。

